

令和2年12月24日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和3年1月4日（月）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年12月11日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年12月14日（月）

3 請求する行政文書の名称等

① 73期新任検事に配布した、入寮手続、新任検事辞令交付式及び新任検事研修に関する案内文書（決裁関係文書を含む。）

② 73期新任検事の辞令交付式に関して作成した文書（役務調達依頼書及び決裁関係文書を含む。）

③ 73期新任検事の性格検査の結果を記載した文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、法務省本省では作成又は保有しておりません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

なお、上記③に記載されている「新任検事研修」については、法務総合研究所が所管しておりますので、情報提供します。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は3件（上記③ないし③につき各1件）、開示請求手数料は900円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙900円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び900円分

の収入印紙を返戻いたします。

（領收票證）

（支票存根）

（領收票證）

（支票存根）